

2020 年度

# 第 58 期 事 業 報 告 書

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

日 本 繊 維 輸 入 組 合



## 目 次

<b>第一 2020年の繊維製品輸入動向</b> .....	1
I. 総 論 .....	1
II. 主要繊維製品の輸入状況 .....	4
1. 糸 類.....	4
2. 織 物 類.....	5
3. 衣 類.....	6
4. 二次製品.....	7
5. そ の 他.....	8
繊維輸入総括表（2020年1～12月） .....	9
繊維製品・主要国別輸入の推移.....	10
<b>第二 組合員の異動及び機構等</b> .....	11
I. 組合員の異動.....	11
II. 機 構 .....	11
III. 役 員 .....	12
<b>第三 事業の概要</b> .....	13
<b>第四 総会・理事会・監事会</b> .....	15
I. 総 会 .....	15
II. 理 事 会 .....	15
III. 監 事 会 .....	16
<b>第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等</b> .....	17
I. 企画委員会 .....	17
II. 繊維資材委員会、黄麻分科会、絹分科会.....	18
III. アパレル委員会、アジア州分科会 .....	18
IV. ホームテキスタイル委員会 .....	18
V. 技能実習及び取引適正化推進委員会 .....	19
VI. ロジスティクス委員会.....	19
VII. 組合運営に関するタスクフォース .....	21
<b>第六 事業関係</b> .....	22
I. 新年賀詞交歓会 .....	22
II. EPA/FTA 協議等への対応.....	22

III. 繊維貿易情報センター.....	24
IV. 繊維製品の環境・安全問題への対応.....	25
V. 展示商談会への参加、協力、受け入れ.....	26
VI. 研修会、講演会、セミナー等の開催.....	27
VII. 海外（含む駐日）関係機関等交流・協力等.....	28
VIII. 上海分会.....	29
IX. 繊維産業技能実習事業協議会と取引適正化推進への対応.....	30
X. 関係当局への対応.....	32
XI. 国内関係諸団体.....	33
XII. PL 団体保険の実施.....	33
XIII. CSR について.....	34
<b>第七 業務関係.....</b>	<b>35</b>
I. ワシントン条約繊維関係品目輸入割当申請.....	35
II. 広報、諸統計、その他	
1. 「The Japanese Apparel Market & Imports」.....	35
2. 組合 HP 掲示.....	35
3. 諸統計の作成.....	36
4. 登記・届出関係.....	36
添付資料.....	37
I. 要望書（原本）	
1. 『日 EU 経済連携協定に関する利用者意見等』.....	37
2. 『日 EU・EPA に関する意見・要望等について』.....	40
3. 『日英の新たな連協協定における PSR（品目別規則）について』.....	43
4. 『関税暫定措置法第 8 条における製品輸入期間の延長について』.....	46

# 第一 2020年の繊維製品輸入動向

## I. 総論

2020年、我が国に輸入される繊維製品の約7割を占める衣類は、世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスのパンデミックを宣言した以降、政府の外出自粛要請や緊急事態宣言の発出による店舗の時短営業や臨時休業、テレワークの拡大などにより、在宅勤務に適したカジュアルウェアなどの廉価品需要は旺盛ながらも、先行き不透明感による消費マインドは低下し、ビジネスウェアやフォーマルウェアなどの比較的高価な外出着の需要は低迷し、衣類の輸入は大きく減少した。一方、衣類以外では、新型コロナウイルスの感染予防のためのマスク・手袋・防護服など個人防護具の輸入が顕著となった。

繊維製品の輸入全体では、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、一早く新型コロナウイルスのパンデミックを抑え込んだ中国と韓国を除き、日本向けに繊維製品を生産している国々からの輸入は大幅に減少した。

その環境下での2020年1～12月の全繊維品の類別輸入実績は、総計で数量が242.3万トン（前年比95.0%）、ドル金額363億ドル（同97.5%）、円金額では3兆8,537億円（同95.0%）と前年に比し減少した。

(1) 2020年 繊維製品・輸入総括表

	百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
糸 類	85,695	70.8	804	72.5	215	79.4
織 物 類	216,048	86.4	2,032	88.6	425	99.2
衣 類	2,608,052	83.9	24,555	86.1	947	88.2
二 次 製 品	943,864	163.9	8,887	168.2	836	107.4
繊維製品合計	3,853,660	95.0	36,278	97.5	2,423	95.0

出所:財務省貿易統計(確々報値) (注):前年比は%

繊維品輸入の円ベースでの類別内訳では、衣類が（前年比83.9%、シェア68%）、二次製品（同163.9%、同24%）、織物類（同86.4%、同6%）、糸類（同70.8%、同2%）で、繊維品輸入のうち、衣類の輸入が全体の約7割弱を占める輸入構造となっているが、昨年2019年のシェアと比較すると衣類は10%減少となり、二次製品が10%増加した。

## (2) 2020年 繊維製品・主要供給国

		百万円	前年比	百万ドル	前年比	千トン	前年比
1	中国	2,304,589	101.2	21,695	103.8	1,417	99.1
2	ベトナム	526,773	92.8	4,959	95.2	296	95.5
3	インドネシア	135,348	80.9	1,274	83.0	135	84.1
4	バングラデシュ	117,537	87.1	1,106	89.4	73	90.9
5	カンボジア	114,685	88.6	1,080	90.9	45	89.9
6	ミャンマー	103,254	91.0	972	93.4	39	95.4
7	イタリア	93,384	76.3	879	78.3	5	69.7
8	タイ	84,488	81.9	795	84.0	102	88.1
9	韓国	45,330	100.5	427	103.1	55	82.8
10	台湾	41,298	89.9	389	92.2	84	88.7
その他諸国		286,974	82.4	2,702	84.5	170	87.9
全世界		3,853,660	95.0	36,278	97.5	2,423	95.0
換算レート		106.23 円/ドル					

出所：財務省貿易統計(確々報値) (注)：前年比は%

主要供給国上位10ヶ国は、1位中国(数量 前年比 99.1%、円金額 前年比 101.2%)は、数量が微減、金額は微増に推移した。以下、金額ベースでの輸入国順位は(2位)ベトナム、(3位)インドネシア、(4位)バングラデシュ、(5位)カンボジア、(6位)ミャンマー、(7位)イタリア、(8位)タイ、(9位)韓国、(10位)台湾であった。

近年では、中国での生産諸コストの上昇や米中貿易摩擦の回避、アセアン諸国との経済連携協定(EPA)制度適用によるコスト削減などを理由に、中国からアセアン諸国に生産地をシフトする動きが続いており、ベトナムを中心としたアセアン諸国からの輸入が増加している。

この繊維製品輸入の背景を考えると、第一には海外と日本の生産コストの差が主たる要因であるが、同時に海外生産で、現地で原材料の供給が可能になってきており、それらの品質が向上していることや、多品種・小ロット、短納期など日本市場で求められる条件に対応できるようになったことが要因としてあげられる。

更に、輸入を支える我が国の貿易制度として(ア)加工再輸入減税制度(関税暫定措置法第8条、通称「暫8」)、(イ)経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)等の関税暫定

措置法に基づく特恵関税輸入制度が挙げられる。

(ア) 加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条、通称「暫8」）は、我が国から加工又は組立のために輸出された貨物を原材料とした製品が、その原材料の輸出許可の日から原則として1年以内に輸入される場合にその製品に課される関税のうち原材料相当分を軽減する制度である。この暫8活用の主要国は中国である。暫8は昨年2020年3月末で期限が切れる時限立法であったが、我が国繊維業界が適用期限の延長要望を行い2023年3月末までの延長が今年の第201回通常国会にて承認された。

現在、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が、昨年11月15日に署名され、発効がまたれていくところであるが、中国からの輸入については関税が段階的に削減され、糸類や織物類のほとんどが11年目に撤廃、衣類のほとんどが16年目に撤廃されることから、暫8の更なる適用期限の延長が期待される。

なお、新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用における製品輸入期限の延長要望を当局へ行った。

(イ) 我が国ではEPAやFTAの整備が進められている。EPAでは定められた原産地規則を満たす場合に、当該輸入国での関税がゼロもしくは低減される制度で、繊維品輸入での活用が進んでいる。外務省によると2021年1月現在で、我が国が締結している発効済・署名済のEPA/FTAは21の国と地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP12（署名済）、TPP11、日EU・EPA、米国、英国、RCEP（署名済））で、交渉中が3つの国と地域（トルコ、コロンビア、日中韓）となっている。

## Ⅱ. 主要繊維製品の輸入状況

### 1. 糸 類

#### (1) 生糸・絹糸

実需者への生糸の関税割当制度は、国内産業の保護の観点から継続されている。2020年の中国・ブラジル等からの生糸輸入数量は147トン、前年比50.5%、輸入金額が944百万円で前年比は48.5%となった。内訳として、輸入数量は中国78トン、前年比35.9%、輸入金額は490百万円、前年比34.4%、同様にブラジル69トン、93.2%、452百万円、86.6%であった。

同様に絹糸は、洋装用、及び生糸代替用撚糸輸入が主流であった。輸入数量は664トン、前年比64.4%、輸入金額は3,607百万円、61.1%となり、輸入数量、輸入金額とも減少した。内訳として、輸入数量は中国427トン、前年比62.0%、輸入金額は2,263百万円、前年比59.1%、同様にベトナムは132トン、61.3%、867百万円、59.6%、タイは51トン、79.0%、179百万円、81.8%、ブラジルは35トン、77.1%、261百万円、74.4%、インドは18トン、131.8%、34百万円、125.2%であった。

#### (2) 毛 糸

2020年の毛糸の輸入は、数量が前年比40.5%の大幅減、金額も同48.3%減となり、数量および金額ともに2019年の約20%の減少に続き2年続けて減少した。近年の暖冬の影響で秋冬物販売が不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大による店舗の休業や営業時間の短縮で需要が低迷した。また、世界的な需要減退から原料価格が下落し金額も減少した。

糸種別では、紡毛糸が減少に転じた前年に引き続き減少し数量で同41.2%減、金額も同45.0%の減少。また、太宗を占める梳毛糸は暖冬によるコートや紳士スーツの需要減もあり、数量が同40.2%減と前年に続き減少、金額も49.4%減と2年続けて減少した。

供給国別に数量で見ると、輸入量の5割弱を占める第1位の中国が同37.3%の大幅減。一方、第2位のタイも41.4%減少、第3位のインドは61.4%の大幅減となり前年の2位から3位に後退。この他では、シェアは1割に届かないもののベトナムが前年の3倍強の増加、韓国とマレーシアは大幅に減少した。

#### (3) 綿 糸

2020年の綿花相場は、新型コロナウイルス禍による需要急減で一旦落ち込んだが、後半は経済正常化の動きを受けて値を戻してきたが、新型コロナウイルス感染拡大による需要低下により衣料向けは低迷が続き、のぼり旗などの資材向けもイベントの中止などにより伸び悩み、数量で39,592トン、前年比79.6%、金額は16,108百万円、前年比72.6%と大きく減少した。国別ではインドネシアが11,064トン、72.5%、3,673百万円、68.3%、パキスタンが



7,452 トン、83.7%、2,154 百万円、77.6%、インドが 5,682 トン、68.1%、3,385 百万円、64.8%、ベトナムが 7,450 トン、102.1%、2,534 百万円、86.0%、中国が 3,185 トン、74%、2,126 百万円、73.2%となった。

#### (4) 人織糸

人織長糸は、ポリエステル、ナイロン、スパンディクス（ポリウレタン）類および不織布用のポリプロピレンを中心に数量で 140,870 トン、前年比 81%、金額では 46,222 百万円、前年比 75.3%となった。国別では台湾が 34,289 トン、75.1%、9,749 百万円、68.3%、中国が 32,103 トン、93.1%、11,931 百万円、82.6%、タイが 20,075 トン、78.1%、6,154 百万円、74.7%、ベトナムが 13,208 トン、107.5%、2,791 百万円、87.0%、インドネシアが 13,125 トン、78.2%、3,528 百万円、71.8%、韓国が 10,896 トン、69.2%、3,454 百万円、63.2%となった。

人織短糸は、T/C, T/R, アクリル類を中心に数量で 26,791 トン、前年比 75%、金額で 11,170 百万円、前年比 71.9%となった。国別ではインドネシアが 15,085 トン、76.6%、4,683 百万円、71.2%、中国が 4,340 トン、68.3%、2,979 百万円、69.8%、ベトナムが 2,750 トン、78.8%、843 百万円、71.3%、タイが 1,773 トン、79.7%、850 百万円、78.6%、インドが 1,072 トン、57.3%、495 百万円、59.3%となった。

## 2. 織物類

### (1) 絹織物

絹織物の国内需要は減少傾向が続き、原料高の影響による輸入量の減少にも歯止めが掛からず、数量が 2,551 千 SM、前年比 65.5%、金額では 2,907 百万円、前年比 67.2%となった。国別では中国が 1,397 千 SM、57.2%、1,143 百万円、58%、ベトナムが 939 千 SM、83.3%、1,127 百万円、84%、イタリアが 121 千 SM、57.6%、404 百万円、57.2%、インドは 29 千 SM、76.6%、45 百万円、78.5%となった。

### (2) 毛織物

2020 年の毛織物の輸入は、数量が前年比 41.3%減、金額も同 45.0%減となり、数量が 4 年連続の減少、金額は僅かながら増加した前年から減少に転じた。

内訳は、紡毛織物が数量で同 46.9%減と 5 年ぶりに増加した前年から減少に転じ、金額も同 41.6%減と減少に転じた。また、主力の梳毛織物は数量が同 40.4%減と 4 年続けて減少、金額も同 45.7%減と 2 年続けて減少した。

国別に見ると、数量では輸入相手国第 1 位の中国が数量で同 37.4%減、金額も 44.5%減少。一方、第 2 位のイタリアはコロナ禍によるロックダウンの影響もあり数量で 44.9%減、金額も 45.3%減少したものの、金額では 8 年続けて第 1 位となった。また、第 3 位のイギリスは数量が 47.4%減、金額も 46.3%減となり、数量、金額ともに 2 年続いた増加から減少に転じた。

### (3) 綿織物

綿織物の需要は、昨年と同様に厳しい状況が続いているが、マスクや手芸需要の影響により金額では減少したものの数量で微増となり、数量で 226,616 千 SM、前年比 101.2%、金額で 22,060 百万円、前年比 86.7%となった。国別では中国が 107,267 千 SM、120.6%、9,799 百万円、105.7%と減少した。アセアン諸国では、パキスタンが 52,931 千 SM、103.3%、3,050 百万円 92.3%、インドネシアが 43,848 千 SM、85.7%、3,617 百万円、80%、インドが 4,535 千 SM、65.5%、596 百万円、70.4%、タイが 10,087 千 SM、80.5%、1,135 百万円、74.3%と減少し、アセアンからの輸入数量も 57,470 千 SM、82%、5,304 百万円、76.1%と減少となった。

### (4) 人織織物

人織長織物は、衣類、インテリア類、産業資材類等の多岐用途に供されるが、2020 年はコロナ禍の影響でイベントが減少したことに伴うのぼり旗やテント用帆布などの需要の減少、また、カジュアル化によって低迷していた裏地用途もテレワーク等による巣ごもり需要の拡大により回復の兆しが見られないなどの影響を受け、数量で 339,079 千 SM、前年比 80.5%、金額で 25,577 百万円、前年比 75.5%と 4 年ぶりに減少となった。国別では中国が 172,040 千 SM、86%、9,498 百万円、80.2%、インドネシアが 46,816 千 SM、86.5%、3,866 百万円、85%、韓国が 33,926 千 SM、59.1%、3,269 百万円、58.5%、台湾が 26,184 千 SM、81.7%、2,720 百万円、79.4%となった。

人織短織物は、数量で 191,541 千 SM、前年比 75.6%、金額では 14,960 百万円、前年比 67.5%となった。国別ではインドネシアが 129,262 千 SM、80.1%、6,754 百万円、72.5%、中国が 34,174 千 SM、62.4%、3,744 百万円、58.3%、タイが 14,989 千 SM、71.3%、1,454 百万円、69.9%、マレーシアが 7,276 千 SM、96.4%、682 百万円、92%となった。

## 3. 衣類

2020 年の衣類輸入額は、ニット製衣類、布帛製衣類、その他衣類・付属品類合計で、2 兆 6,081 億円、前年比 16.1%減と、2 年続けて減少した。なお、ドルベースでも 246 億ドルと 13.9%減少しドルでも 2 年連続で減少、また、数量（トン）も 11.8%減と 2 年続けて減少した。新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言に基づく休業や営業時間の短縮などで消費が大幅に減少し、また、環境に対する意識の変化から過剰供給の見直しによる仕入れ抑制など、衣類輸入に大きな影響を及ぼした。

首位中国のシェアは、衣類合計数量（トン）では 61.9%（0.4 ポイント減）、金額では 55.8%（1.2 ポイント減）と、数量シェアでは 2007 年（91.7%）をピークに 13 年連続で減少し、金額では 2009 年（84.0%）をピークに 11 年続けて減少したものの、減少のペースは緩やかになっている。

中国では人件費の上昇をはじめとするコスト増や高付加価値産業への転換などもあり、中国生産からアセアン諸国等との EPA 等の特惠関税を活用した輸入へのシフトが続き、アセアンからは 2005 年以降連続してシェアの上昇（数量 4.9%→29.1%、金額 5.6%→31.0%）

するなど「チャイナ・プラスワン」が進展している。しかし、品質や納期、小ロット対応での優位性から中国生産は一定程度維持されると思われる。

また、EUの金額シェア（5.1%）は、3年ぶりに減少（0.2%減）し、2019年2月に発効した日EU間のEPA効果は読み取れない。

2020年の衣料品販売は、2019年10月の消費増税以降の不振から回復力しないまま2020年を迎え、新型コロナウイルス感染拡大で外出機会の制限や消費マインドの低下から、これまでに経験したことがない厳しい状況が続いている。日本百貨店協会の発表によれば、年中行事やイベントの中止で「晴れの日需要」の激減も影響し衣料品売上高は31.1%減の1兆1,410と7年連続で前年を下回った。婦人服は32.2%減の7,193億円で、ピークだった1998年の2兆2,751億円の3分の1以下となった。一方、消費者の行動変容に伴う「巣ごもり消費」への対応として、スマートフォンなどモバイル端末によるEC（電子商取引）市場は、小売各社が経営資源を積極的に振り向けた事から大幅に拡大している。

（以下、主な販路別特徴）

- ショッピングセンター（SC）の既存店売上高は前年比22.3%減（日本ショッピングセンター協会）と大幅な落ち込みとなった。新型コロナウイルス感染症の影響で年間を通じて来館者数が大幅に減少したことが響いた。また、市場規模で百貨店や量販店合計を上回る専門店も、これまで堅調だった都心のファッションビルや空港関連施設等への来場者減少やインバウンド需要の激減などから大幅減となった。
- 店舗を持たないネット通販サイト、EC（電子商取引）の伸長。スマートフォン等によるオムニチャネル化（店舗とネットの融合・統合戦略）の拡大。AI（人工知能）やウェアラブルIoT（モノのインターネット）を導入した様々な新サービスによる販売手法の変化。
- メルカリに代表される二次流通市場の拡大や、サブスクリプション等の定額制レンタルサービスなどシェアリングエコノミーの拡大。

## 4. 二次製品

### (1) 敷物類

2020年のじゅうたん類輸入状況は、輸入数量が前年比99.6%の81,610千SM、輸入金額は前年比89.6%で59,726百万円という結果であった。

国土交通省によると、2020年新設住宅着工数は前年比10%減少で81.5万戸となり4年連続減少した。

また、民間非居住者用建築物は、2018年が前年比0.6%増の4,712万㎡、2019年では前年比7.5%減で4,358万㎡、2020年は前年比8.9%減の3,969万㎡となった。2020年では主な用途別（民間非居住者用）では工場用が33.5%減、倉庫26.7%減、店舗10.6%減、事務所は2.2%減であった。

更に、日本自動車工業会が纏めた統計によると、自動車新車販売数は、2019年では前年比

1.3%減の 520 万台であったが、2020 年は 12%減で 460 万台となった。

以上のように 2020 年は、居住者用住宅及び非居住者用用途の建築物着工戸数が減少傾向で推移し、また新車販売数も減少している環境であった。新型コロナウイルス感染拡大による在宅勤務の長期化で巣ごもり消費がけん引することを期待するも 2020 年ホームテキスタイル関連の国内市場状況は、コロナ収束の見通しが立たず、近々のものはキャンセル含め、出荷の延期や、先々についても商談すらも保留中といった状態が続き、またオフィス、ホテル等は職人不足による改装の延期、中止等新規物件の目処がたたず、ホームテキスタイル関連の需要に影響を及ぼした。

## (2) インテリア用品

2020 年インテリア用品の輸入は、カーペットと同様に厳しい環境にあるが、輸入数量は前年比 88.3%の 150,355 トン、輸入金額が 88.4%の 145,589 百万円であった。インテリア用品の内訳は、リネン、カーテン・ブラインド、室内用品と大きく 3 つに分かれる。

## 5. その他

### 黄麻製品

2020 年の黄麻製品（原料、糸、紐・綱、織物、袋）は、ジュート生産の減少と、新型コロナウイルスの感染拡大を受け 22 カ所の公営ジュート工場が閉鎖されたことに加え、全国規模の洪水をはじめとする悪天候にも悩まされ、輸入は数量で 6,041 トン、前年比 86%、金額でも 1,182 百万円、前年比 89%と減少となった。

黄麻織物は数量 8,495 千 SM、102.4%、金額は 392 百万円、100.3%と横ばいであった。

## 繊維輸入総括表(2020年1～12月)

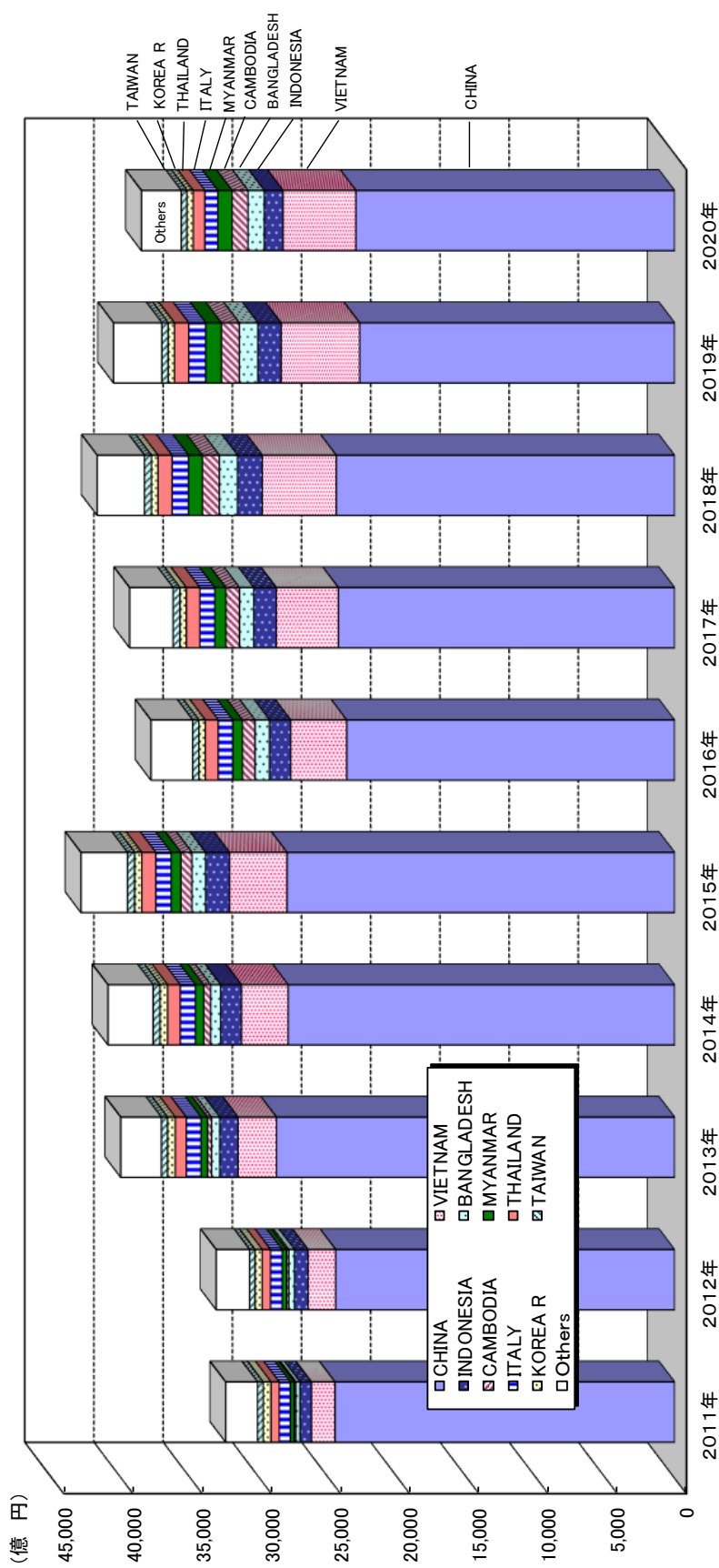
日本繊維輸入組合

		数 量	前年比	金 額 (百万円)	前年比
< 糸 類 >					
絹 糸	トン	664	64.4	3,607	61.1
毛 糸	トン	2,979	59.5	6,673	51.7
綿 糸	トン	39,592	79.6	16,108	72.6
人織(長)糸	トン	140,870	81.0	46,222	75.3
人織(短)糸	トン	26,791	75.0	11,170	71.9
その他糸	トン	3,989	76.1	1,915	63.2
( 糸 類 計 )	トン	214,885	79.4	85,695	70.8
< 織 物 >					
絹 織 物	千SM	2,551	65.5	2,907	67.2
毛 織 物	千SM	10,958	58.7	11,914	55.0
綿 織 物	千SM	226,616	101.2	22,060	86.7
黄 麻 織 物	千SM	8,495	102.4	392	100.3
人 織 織 物	千SM	530,620	78.6	40,536	72.3
(人織(長)織物)	千SM	(339,079)	(80.5)	(25,577)	(75.5)
(人織(短)織物)	千SM	(191,541)	(75.6)	(14,960)	(67.5)
ニット生地	トン	11,914	91.5	11,010	85.5
その他織物	トン	314,142	105.3	127,230	98.5
( 織 物 計 )	トン	424,618	99.2	216,048	86.4
< 衣 類 >					
ニット製衣類	千PC	2,235,794	89.3	1,143,955	86.3
ニット製外衣	千PC	(1,410,484)	(88.8)	(923,063)	(85.6)
ニット製下着	千PC	(825,310)	(90.3)	(220,891)	(89.5)
布帛製衣類	千PC	1,123,902	88.9	1,146,418	81.6
布帛製外衣	千PC	(981,422)	(89.6)	(1,045,687)	(81.6)
布帛製下着	千PC	(142,481)	(84.6)	(100,732)	(81.3)
その他衣類	トン	137,812	87.8	317,679	84.3
( 衣 類 計 )	トン	947,352	88.2	2,608,052	83.9
< 二 次 製 品 >					
じゅうたん類	千SM	81,610	99.6	59,726	89.6
インテリア用品	トン	150,355	88.3	145,589	88.4
その他二次製品	トン	587,294	115.4	738,550	214.2
( 二 次 製 品 計 )	トン	835,761	107.4	943,864	163.9
繊維製品計	トン	2,422,615	95.0	3,853,660	95.0
ゴム、毛皮、皮革製衣類及び製品	トン	85,313	114.0	115,287	119.4
繊維原料計	トン	232,411	83.5	52,296	72.5
( 蘭・生糸計 )	トン	(240)	(61.9)	(1,175)	(52.9)
繊維総計	トン	2,740,339	94.4	4,021,242	95.2

出所:財務省「貿易統計」確々報値

# 繊維製品・主要国別 輸入の推移

TEXTILE PRODUCTS



	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年										
100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share	100万円	Share									
CHINA	2,455,851	75.7	2,450,579	74.0	2,878,750	71.9	2,793,734	68.2	2,802,231	65.3	2,371,236	62.6	2,431,458	61.7	2,446,911	58.6	2,277,575	56.2	2,304,589	59.8
VIETNAM	169,892	5.2	199,303	6.0	276,567	6.9	337,867	8.2	415,103	9.7	404,031	10.7	447,440	11.4	533,995	12.8	567,386	14.0	526,773	13.7
INDONESIA	82,815	2.6	98,082	3.0	133,122	3.3	149,879	3.7	173,344	4.0	153,679	4.1	163,808	4.2	178,748	4.3	167,283	4.1	135,348	3.5
BANGLADESH	29,986	0.9	41,271	1.2	59,114	1.5	72,452	1.8	98,403	2.3	103,945	2.7	102,779	2.6	131,481	3.2	134,895	3.3	117,537	3.0
CAMBODIA	12,321	0.4	15,476	0.5	29,207	0.7	50,476	1.2	80,018	1.9	91,220	2.4	98,287	2.5	122,207	2.9	129,392	3.2	114,685	3.0
MYANMAR	27,608	0.8	32,639	1.0	47,005	1.2	59,812	1.5	70,469	1.6	70,685	1.9	80,280	2.0	101,045	2.4	113,430	2.8	103,254	2.7
ITALY	80,125	2.5	83,954	2.5	106,496	2.7	109,424	2.7	110,891	2.6	104,428	2.8	107,866	2.7	118,562	2.9	122,354	3.0	93,384	2.4
THAILAND	59,888	1.8	60,502	1.8	79,485	2.0	91,580	2.2	101,498	2.4	93,394	2.5	98,345	2.5	101,463	2.4	103,149	2.6	84,488	2.2
KOREA R	55,808	1.7	51,324	1.5	55,887	1.4	54,984	1.3	51,128	1.2	45,948	1.2	45,827	1.2	47,681	1.1	45,127	1.1	45,350	1.2
TAIWAN	41,388	1.3	39,477	1.2	44,470	1.1	49,406	1.1	49,406	1.2	52,326	1.2	49,993	1.3	50,318	1.2	45,943	1.1	41,298	1.1
Others	229,791	7.1	241,088	7.3	293,053	7.3	326,166	8.0	335,376	7.8	300,901	7.9	313,420	7.9	341,000	8.2	348,455	8.6	286,974	7.4
<b>TOTAL</b>	<b>3,245,273</b>	<b>100</b>	<b>3,313,695</b>	<b>100</b>	<b>4,003,156</b>	<b>100</b>	<b>4,095,780</b>	<b>100</b>	<b>4,290,787</b>	<b>100</b>	<b>3,784,767</b>	<b>100</b>	<b>3,939,103</b>	<b>100</b>	<b>4,173,411</b>	<b>100</b>	<b>4,054,989</b>	<b>100</b>	<b>3,853,660</b>	<b>100</b>

2020年1-12月(雑々報)金額ベースによる上位10カ国

出所:財務省貿易統計

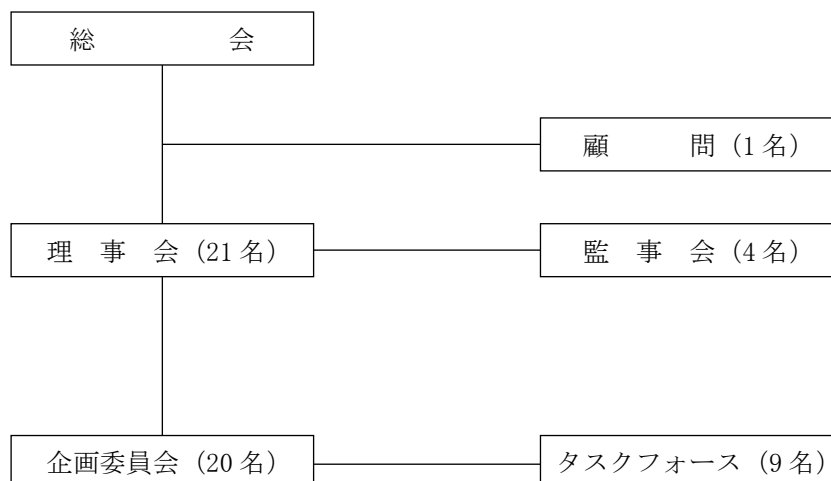
## 第二 組合員の異動及び機構等

2021年3月31日現在

### I. 組合員の異動

年度初頭組合員数	年度中の異動			年度末組合員数
	加 入	脱 退	合 併	
正組合員数 52		5		47
支店組合員数 15		2		13

### II. 機 構



部 会	正	支	計	商品・市場・制度別委員会
原 料 ・ 織 物 部 会	39	12	51	繊維資材委員会 (13名)
				絹分科会 (4名)
製 品 部 会	40	9	49	アパレル委員会 (21名)
				アジア州分科会 (14名)
				ホームテキスタイル委員会 (8名)
通 商 ・ 制 度 部 会	47	13	60	通商対策委員会 (11名)
				技能実習及び取引適正化推進委員会 (12名)
				ロジスティクス委員会 (15名)

### Ⅲ. 役員

(敬称略)※印:員外理事

(2020年6月26日(金)第57回通常総会選任)

	氏名	社名	役職名
理事長	諸藤 雅浩	伊藤忠商事株式会社	常務執行役員 繊維カンパニープレジデント
副理事長	香月 俊哉	伊藤忠商事株式会社	ファッションアパレル部門長補佐
副理事長	大平 裕一	丸紅株式会社	執行役員 ライフスタイル本部長
副理事長	山田 哲也	三菱商事株式会社	アパレル・S.P.A 本部 戦略企画室長
副理事長	林 正夫	三井物産株式会社	ファッション・繊維事業部長
副理事長	吉本 一心	日鉄物産株式会社	常務執行役員
副理事長	西田 吉彦	西田通商株式会社	代表取締役
副理事長	中村 靖明	双日株式会社	物資・繊維事業部副部長
副理事長	藤本 清貴	帝人フロンティア株式会社	常務執行役員 衣料繊維第二部門長
副理事長	坂本 友哉	豊田通商株式会社	繊維事業部長
副理事長	八木 雄三	八木通商株式会社	代表取締役社長
※専務理事	森 昇	事務局	専務理事
※常務理事	竹内 友幸	事務局	常務理事 兼 大阪事務所長
理事	速水 隆夫	株式会社チクマ	婦人服地部長
理事	芦田 尚彦	蝶理株式会社	繊維第三事業部長
理事	中山 正輝	株式会社 GSI クレオス	常務取締役
理事	川俣 雅義	興和株式会社	取締役 常務執行役員
理事	林 秀次郎	野村貿易株式会社	執行役員 ライフ部門長
理事	北 敦夫	神栄株式会社	繊維部長
理事	小川 吉宏	住友商事株式会社	リテイル事業第二部長
理事	植木 博行	田村駒株式会社	代表取締役社長
理事	豊島 半七	豊島株式会社	代表取締役社長
監事	俣野 太一	日織商工株式会社	代表取締役社長
監事	井ノ上 明	三共生興株式会社	代表取締役社長
監事	奥村 政博	東光商事株式会社	取締役 執行役員
監事	林 英昌	東洋紡 STC 株式会社	ユニフォーム事業部長



### 第三 事業の概要

2020年度における当組合事業は、組合員共通の利益の増進と繊維品輸入貿易の健全な発展を図ることを目的に、事業計画に基づき理事会、企画委員会、各委員会等の審議を経て、種々の事業活動を実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、また、政府による緊急事態宣言、海外との渡航制限などにより、今年度の事業は、計画通り実施できず、新年賀詞交歓会の中止、通常総会の会期延期と縮小開催、委員会・セミナー・研修会などの開催が、制約を受ける中で、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、招集による会合とオンラインの併用、又はオンラインのみにて実施した。

本年度における主たる事業活動の概要は以下のとおりである。

1. 輸入の秩序化と活性化に資するための情報収集、また、組合員及び関係当局等へ情報提供を行い、相互に意見交換、意思疎通を進めた。
2. 日本繊維産業連盟・通商問題委員会等（計5回開催）に参画し、EPA、FTAを中心とした繊維通商問題について、情報交換、意見交換を行うとともに関連するセミナーを開催し、組合員への情報発信を行った。併せて事務局は各種EPA、FTAに関する組合員からの問い合わせ窓口として対応した。
3. 経済産業省の所管のもと、日本繊維産業連盟及び傘下団体を始めとした我が国の繊維団体を構成員とする「繊維産業技能実習事業協議会」（計1回開催）へ参画し、外国人技能実習制度の適正な実施に向け対応した。並びに、繊維産業流通構造改革推進協議会による取引適正化の「自主行動計画」への取り組みとして組合員への情報発信による普及啓発に努め、併せてアンケートやヒアリング調査等フォローアップを行った。（P.19、30）
4. 各商品別委員会、地域別・機能別委員会は各々の所管事業に関する活動を行った。（P.17）
5. 関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用期限延長や日英包括的経済連携協定における原産地規則の一部見直しなどについて当局へ要請した。（P.19、22、32、37）
6. 財務省・税関原産地センターによる「経済連携協定 原産地規則セミナー（日EU・日英協定 輸入繊維製品を中心に）」や、経済産業省通商政策局経済連携課による「日英経済連携協定セミナー」を開催し、組合員企業の実務担当者の知識を深め業務効率化に寄与した。（P.28）
7. 税関や各専門家による「貿易実務研修会」、「繊維の基礎知識」など、組合員新入社員向け各種研修会を実施し、組合員企業の人材育成に寄与した。その他組合員の関心の高い事項に

- ついて各種セミナーを開催した。尚、今回の研修会、セミナーは、オンラインにて開催。(P.27)
8. 繊維貿易情報センターでは、中国、アセアン諸国を中心に情報収集に努め、「中国情報」「ベトナム情報」を中心に各種情報のメール配信を行った。(P.24)
  9. 日本繊維輸出組合、(一社) テキスタイル倶楽部との合同事業として、上海駐在の組合員企業間の情報交換を目的に上海分会を設置し、情報共有等を行った。(P.29)
  10. 中国、タイ、台湾、イタリアなど海外関係機関及び国内関係機関との交流促進や、これらの機関が実施する我が国での展示商談会の後援を行った。(P.26)
  11. 「組合運営に関するタスクフォース」を開催し、①組合の中期収支見通し、②次年度の組合賦課金、③次年度の事業計画、等について検討を行い、結果を企画委員会に提言した。(P.21)
  12. 通関情報処理システムの組合員の輸出入情報を代行処理し、当組合ホームページ内で組合員が閲覧可能な自社分の日次の輸出入データの情報提供を行った。(P.36)
  13. 「繊維輸入統計年報」、その他各種統計資料を作成し、輸入組合のホームページに掲示し、組合員への情報提供を行った。(P.36)
  14. PL 団体保険の継続実施。(P.33)
  15. 日本貿易振興機構(ジェトロ)、日本貿易会、日本繊維産業連盟等の国内関係諸機関、諸団体事業への協力を行った。(P.33)

## 第四 総会・理事会・監事会

### I. 総 会

#### 第 57 回通常総会

日 時：2020 年 6 月 26 日（金）15 時 30 分～16 時 20 分

場 所：ホテル グランドパレス 4 階「桂・橘の間」（東京都千代田区飯田橋 1-1-1）

議 長：松永理事長

議 案：第 1 号議案 2019 年度 第 57 期事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、  
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2020 年度 第 58 期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2020 年度「賦課金に関する規約(案)」の承認に関する件

第 4 号議案 定款一部変更(案)の承認に関する件

第 5 号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第 6 号議案 組合員の除名承認に関する件

以上が審議され、承認された。

### II. 理 事 会

#### 第 372 回 理事会（書面審議）

執行日：2020 年 5 月 14 日（木）

場 所：大阪事務所「会議室」

議 案：第 1 号議案 2019 年度 第 57 期事業報告書及び財産目録、貸借対照表、損益計算書、  
剰余金処分、各案承認に関する件

第 2 号議案 2020 年度 第 58 期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件

第 3 号議案 2020 年度「賦課金に関する規約(案)」の承認に関する件

第 4 号議案 定款一部変更(案)の承認に関する件

第 5 号議案 役員の任期満了に伴う次期役員候補者の推薦に関する件

第 6 号議案 各委員会の委員選出に関する件

第 7 号議案 第 57 回通常総会の開催日時及び場所決定に関する件

#### 第 373 回 理事会

(輸出組合 第 64 回理事会との合同開催)

日 時：2020 年 10 月 9 日（木）14:00～14:30

場 所：東京本部事務所 4 階「会議室」

議 長：森専務理事

議 案：1. 理事長、副理事長、理事長代行、専務理事、常務理事、顧問の選任に関する件  
2. その他

### Ⅲ. 監 事 会

日 時：2020年4月17日（金）

場 所：大阪事務所

2019年度（令和1年度）収支計算書等決算書に係る会計監査等が行われた。

## 第五 企画委員会及び商品・市場・制度別委員会等

### I. 企画委員会

企画委員会は、組合事業運営に関する諸事項や、商品別、市場別、機能別の各委員会・分科会、また、組合運営に関するタスクフォースから、それぞれ提議された重要事項について審議し、理事会に付議した。

#### 委員会（第187～189回）、議題・審議事項

##### 1. 第187回（書面審議）

- (1) 2019年度第57期事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分、各案承認に関する件
- (2) 2020年度第58期事業計画書及び収支予算書、各案承認に関する件
- (3) 「定款」一部変更に関する件

##### 2. 第188回（輸出組合 2020年度第2回企画委員会との合同開催）

- (1) 2020年度正副委員長互選について
- (2) 「組合運営に関するタスクフォース」の検討課題等について
- (3) その他（報告事項など）
  - ① 関税暫定措置法第八条における製品輸入期間の延長について(財務省へ要望書提出)
  - ② 日EU・EPAに関する意見・要望等について（経済産業省へ意見・要望提出）
  - ③ 「日英EPA説明会」開催のご案内（オンラインにて12月16日開催）

##### 3. 第189回（輸出組合 2020年度第3回企画委員会との合同開催）

- (1) 最近の通商動向等について
- (2) 「組合運営に関するタスクフォース」での検討結果について
- (3) 2021年の繊維製品輸入見通しについて
- (4) 各委員会による事業計画(案)について
- (5) 2021年の繊維製品輸出見通しについて（輸出組合議題）
- (6) その他

## Ⅱ. 繊維資材委員会

### 委員会（第24回・書面開催）、議事内容、事業活動

- (1) 委員長交代について
- (2) 輸入見通し策定について
- (3) 委員会の運営と委員会事業の検討
- (4) コロナの影響等における各社の取引（営業）状況等について

### ※ 絹分科会

### 委員会（第55回・書面開催、56回・オンライン開催）

- (1) 輸入見通し策定について
- (2) 内外のシルク業界の動向について
- (3) 委員会の運営と委員会事業の検討  
・消費者意識調査について
- (4) その他（貿易統計について）

## Ⅲ. アパレル委員会

### 委員会（第109回・書面開催）、議事内容、事業活動

- (1) 2021年のアパレル輸入見通し策定について
- (2) 委員会事業について

### ※ アジア州分科会

### 委員会（第123回・書面開催）、議事内容、事業活動

- (1) 委員長交代について
- (2) コロナの影響等における各社の取引（営業）状況等について
- (3) 2020年の中国アジア地域よりのアパレル輸入回顧と2021年見通しの検討
- (4) 委員会の運営と委員会事業の検討

## Ⅳ. ホームテキスタイル委員会

### 委員会（第124～125回・書面開催）、議事内容、事業活動

- (1) 2020年正副委員長選任について
- (2) 2021年じゅうたん類輸入見通し策定について
- (3) 各社の取引状況等について
- (4) 委員会の運営と委員会事業の検討

## V. 技能実習及び取引適正化推進委員会

### 委員会（第4回）、議事内容、事業活動（輸出組合との合同開催）

- (1) 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」について  
ご説明：ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン 和田 征樹 氏
- (2) 「コットン 2040(サステイナブル・コットンの調達能力育成支援)」について(ご紹介)  
ご説明：ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーン 下田屋 毅 氏  
同 杉本 泰樹 氏
- (3) その他（報告事項、情報交換など）
  - ① 新疆ウイグル自治区に係る新疆綿の動向
  - ② 2021年4月1日以降の消費税表記について
  - ③ 日本アパレル・ファッション産業協会の工場監査要求事項について

## VI. ロジスティクス委員会

### 1. 委員会(第114回)議事内容、事業活動

#### 第114回委員会

- (1) 最近の通商動向等について  
ご説明：経済産業省製造産業局生活製品課 課長補佐 梅田 啓美 氏
- (2) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用における製品輸入期限の延長要望について
- (3) 日EU経済連携協定に関する意見・要望等について
- (4) 情報交換
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響等について
  - ② 諸外国における通関手続き等における問題事例等について
  - ③ フィリピンからのEU GSPプラスにおける拡張累積適用に関する協力要請について
  - ④ インド原産地証明に係る新ルール（CAROTRA2020）の開始について
  - ⑤ 事後調査結果について
  - ⑥ その他

### 2. 関税制度等分科会(関西地区)(輸出組合と合同開催)

#### (第21回)、議事内容、事業活動

- (1) 新型コロナウイルス感染症禍におけるバングラデシュの状況について  
ご説明：鴻池運輸(株)、(株)桑原、PQC チッタゴン

- (2) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用における製品輸入期限の延長要望について
- (3) 日英包括的経済連携協定（日英 EPA）の大筋合意について
- (4) 日 EU 経済連携協定に関する意見・要望等について
- (5) インド原産地証明に係る新ルール（CAROTRA2020）の開始について
- (6) フィリピンからの EU GSP プラスにおける拡張累積適用に関する協力要請について
- (7) 情報共有
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響等について
  - ② 事後調査の状況について
  - ③ その他

### 3. 経済産業省への協力・対応

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う防護服、マスクパーツ等の物資調達・緊急輸入に関する情報共有
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う欧州各国措置の影響についての調査、情報共有
- (3) 中国向け水洗い羽毛に関する新たな措置の影響についての調査、情報共有
- (4) 日印経済産業パートナーシップに係る対インド繊維ビジネスについての情報共有
- (5) 日英パートナーシップ協定交渉に係る意見・要望等についての調査、情報共有
- (6) ウズベキスタンの WTO 加盟申請に伴う譲許税率のオファーに対する情報共有
- (7) 日 EU 経済連携協定における専門委員会に係る協定活用企業・事業者意見・要望等についての調査、情報共有
- (8) 日 EU 経済連携協定発効に伴う協定内容や自己申告制度等手続きに関する問題点等の明確化及び改善要望
- (9) 日英パートナーシップ協定の交渉にあたり品目別規則に関する簡素化等について要望
- (10) 日メキシコ経済連携協定における 61 類～63 類に対する TPL 活用に係るメキシコ国内手続きに関する運用変更の影響についての調査、情報共有
- (11) 東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関する東京都港湾局ヒアリング調査への対応
- (12) 日 EU 経済連携協定の品目別規則の解釈（第 57 類、第 61 類）についての確認、情報共有
- (13) ミャンマー軍事クーデターの影響についての情報共有
- (14) CPTPP への英国加盟の影響についての調査、情報共有
- (15) RCEP 発効後の新たな商流の可能性及び既存商流への影響等、今後の EPA 活用に関するヒアリングへの対応



## Ⅶ. 組合運営に関するタスクフォース

本機関は、①輸入組合の中期収支見通しのリバイス、②組合運営効率化、機能強化等の検討及び対応、③今後新たに事業強化すべき課題、等これらに関する検討と推進を目的に企画委員会の下部組織として設置された。2020年度の主な活動内容は以下のとおり。

### 委員会（2021年3月・オンライン開催）、議事内容（輸出組合との合同開催）

- (1) 議長選出
- (2) 中期輸出入見通し等アンケート調査結果報告
- (3) 輸出組合の中期収支見通し、及び2021年度の賦課金率等について（輸出組合議題）
- (4) 輸入組合の中期収支見通し、及び2021年度の賦課金率等について
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う次期理事長について
- (6) 2021年度委員会等事業計画に関する検討について
- (7) 東京本部ビルの修繕について
- (8) その他

## 第六 事業関係

### I. 2021年（令和3年）新年賀詞交歓会【中止】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

### II. EPA/FTA 協議等への対応

#### 1. 日EU 経済連携協定について

##### (1) 駐日欧州連合代表部

駐日欧州連合代表部は、日EU・EPAについてEPA利用率が低いセクターとして衣類、靴、革製品、化粧品を挙げ、関連製品の日本の輸入者等に対し、EPAを利用しない理由、及び利用の妨げとなっている問題等について意見を求めたため、2019年12月ロジスティクス委員会とイタリア大使館との意見交換、及び2020年2月駐日欧州連合代表部及び関税協会主催のセミナー・意見交換会へ提出した意見書を新たに取り纏め翻訳し、「日EU経済連携協定に関する利用者意見等」として駐日欧州連合代表部へ提出した。

2020年2月時点、欧州委員会税制・関税同盟総局の貿易円滑化・原産地規則及び国際協力担当者に対し、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする改正が最善であると要望していたが、改めて、利用者意見として提出した。

#### ◆『日EU経済連携協定に関する利用者意見等』（原本 P.37参照）

1. 日EU・EPAの利用状況
2. 日EU・EPA利用が進まない理由（輸入者の声）
  - (1) 事後検認による否認・課税リスク
  - (2) 産品の原産性を明らかにする為の情報（資料）の入手の難しさ
3. 日EU・EPAの積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の声）
4. EU側関係機関との連携・協力について

##### (2) 経済産業省

経済産業省は、日本が欧州連合（EU）との間で締結した日EU・EPAが2019年2月に発効してから1年半が経過し、本協定を日本企業にとってより一層活用しやすく、日本企業がより裨益する協定としたいとし、意見・要望を求めたため、輸出・輸入組合のロジスティクス

委員会にて意見徴収し取り纏め、「日EU・EPAに関する意見・要望等について」として経済産業省へ提出した。

特に、EUからの衣類輸入におけるEPA利用率の向上には、日本が結ぶASEAN諸国とのEPAと同様に、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする改正が最善であると要望。

◆『日EU・EPAに関する意見・要望等について』（原本 P.40参照）

1. 日EU・EPAを利用できない理由について（輸入者の意見）
  - (1) 事後検認による否認・課税リスクについて
  - (2) 煩雑なEPA申請業務
2. 日EU・EPAの積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の意見）
  - (1) 日本側とEU側民間企業間に生じている解釈の違いの是正
  - (2) 「関税分類を決定する構成部分についてのみ適用」の規定導入
3. その他
  - (1) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について
  - (2) 自己認証の正確性についてのルール
  - (3) 検認の実態についての公表

2. 日英経済連携協定について

2020年1月末にEUを離脱した英国は、日EU経済連携協定が2020年末をもって適用されなくなることから、日英間で経済パートナーシップに関する交渉において、日EU・EPAをベースとした日英の新たな連携協定条文等が検討されていく中で、経済産業省より品目別規則などについて意見・要望を求められたため、輸出・輸入組合のロジスティクス委員会にて意見徴収し取り纏め、「日英の新たな連携協定におけるPSR（品目別規則）について」として経済産業省へ提出した。

特に、品目別規則における「関税分類を決定する構成部分」のみへの適用について、アセアン諸国との協定等において採用されてきたため、日英EPAにおいても同様の規定の採用を要望した結果、取り入れられた。

◆『日英の新たな連携協定におけるPSR（品目別規則）について』（原本 P.43参照）

- (1) 「関税分類を決定する構成部分」のみへの適用について
- (2) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について
- (3) 織物のPSRについて

### 3. EU の GSP+ (GSP プラス)

フィリピン政府は、EUのGSP+（GSPプラス）における「拡張累積」制度について、EU～フィリピン間の繊維貿易において、日本産原材料（生地）を「拡張累積」の対象としたい旨、経済産業省に要請し、経済産業省は本件に関し、当組合へ意見を求めた。

この「拡張累積」は、EUとFTA / EPAが結ばれている国の産品が認められており、日本産原材料（生地）を使用しフィリピンで縫製された衣類は、GSP+の原産地規則を満たし、EUの輸入関税がゼロとなる。

同様に、韓国もEUとFTAを締結していることから、韓国産原材料（生地）もフィリピンで縫製される衣類の原材料となり、GSP+における「拡張累積」制度の対象となり得ることから、当組合としては、日本産原材料（生地）がGSP+の「拡張累積」に適用されるのであれば、日本産生地の輸出競争力も増加するものと考えられるため、フィリピンからの協力要請に対し、応じるよう経済産業省へ要請した。

## Ⅲ. 繊維貿易情報センター

2005 年度から実施した繊維貿易政策研究と中国繊維情報センターを統合し、2006 年 9 月から繊維貿易情報センターとして組合の事業活動の一環として設置された。2020 年度は前年に引き続き中国情報、ベトナム情報の配信を行った。

### 1. 繊維貿易情報センターに研究員として次のとおり委嘱した。

米良章生	上席研究員	繊維貿易政策担当
神山義明	上席研究員	インド、南アジア地域担当
古宮 滋	主任研究員	アセアン地域担当
大谷 巖	主任研究員	EU 地域及び貿易手続き関係担当
竹内忠男	主任研究員	ファッショントレンド・テキスタイル担当
正田康博	主任研究員	縫製技術・生産管理担当
神谷憲一	主任研究員	貿易手続き、アセアン地域担当
藤田 誠	研究員	ミャンマー担当

### 2. 情報配信事業

#### (1) 中国情報

2020 年度中に組合員に 13 回、中国等を中心に繊維取引・貿易に関わる法令・制度や政策等の改変、関税、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

## (2) ベトナム情報

2020 年度中に組合員に 4 回、ベトナムを中心に貿易に関わる法令・制度や政策、貿易統計、市場動向等に関わる種々の情報をまとめ、組合員に配信した。

## 3. 研修会

組合員の新入社員向けに、担当研究員が講師となり毎年7月と2月に、東京、大阪、名古屋で「貿易実務の基礎研修」を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症予防の観点により開催延期した。

# IV. 繊維製品の環境・安全問題への対応

## 1. 経緯

欧州や中国では、一部のアゾ染料から生成される「特定芳香族アミン」が規制されている。日本繊維産業連盟（繊維産連）は「繊維産業における環境・安全問題検討会」（現在は「繊維産業における環境・安全問題委員会」に改称）を設置し、法規制に先立ち自主基準を制定する検討を2008年9月から開始し、2009年12月に「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する業界自主基準」（2016年9月に「自主基準」を「ガイドライン」に改訂・改称）を策定した。

当組合は、この自主基準制定が極めて大きな影響を組合員に与えるものとして、通商対策委員会を担当委員会として対応を検討し、また中国紡織工業協会（現在は中国紡織工業連合会）とも協力し、この問題に対して対応を進めた。

一方、2012年7月からは厚生労働省で特定芳香族アミンの法規制に向けた検討が開始され、2016年4月には「アゾ化合物を含有する染料が使用されている対象繊維製品」として多くの繊維製品を対象とする法規制が施行された。

## 2. 繊維産連での検討状況

### (1) 繊維産業に於ける環境・安全問題検討会

2008年9月5日 第1回 検討開始、2015年8月31日 第13回  
本年度中 開催なし

### (2) 検討会ワーキンググループ

2008年10月2日 第1回 検討開始、  
2020年6月24日 第55回、2020年11月16日 第56回、  
本年度中 2回開催

## 3. 今後の対応

- (1) 法規制に対する業界としての諸問題への対応の検討
- (2) 法律に基づく各地方自治体での店頭サンプル検査結果に関する情報収集
- (3) 繊維産連「繊維産業における環境・安全問題委員会」への参画

## V. 展示商談会への参加、協力、受け入れ

### 展示商談会等/当組合後援名義付与

名 称	会 期	会 場	主催者等
パンテキスタイルフェア TOKYO (2020)	2020 5/13～14	TEPIA	中華民国紡織業拓展会（紡拓会）
Premium Textile Japan 2021 Spring/Summer	5/13～14 (開催中止)	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
第10回 タイ国ファッション&テキスタイル 製品展示商談会 in 大阪	7/7～8	オンライン商談会 (通訳付き)	タイ国政府貿易センター大阪 タイ繊維産業連盟 タイ衣料製造者組合(TGMA) 大阪商工会議所
WEB セミナー「中国駐在員必見！新型 コロナ下での中国ビザの取得について」	7/8	ウェブセミナー	一般社団法人 日中経済貿易 センター
The 41st JITAC European Textile Fair 2021/22 Autumn/Winter	10/20～22	バルサール渋谷ガーデン	一般社団法人 日本輸入繊維代理店 協会
第 22 回中国山東省輸出商品展示 商談会	8/18～20 開催延期 →11/10～12	マイドームおおさか 展示&オンライン商談	山東省商務庁 一般社団法人 日中経済貿易センター 大阪商工会議所 山東省政府駐日本経済貿易事務所
Premium Textile Japan 2021 Autumn/Winter	11/18～19	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
JFW ジャパン・クリエーション 2021	11/18～19	東京国際フォーラム	一般社団法人 日本ファッション・ ウィーク推進機構
2020 浙江省輸出商品(大阪)交易会/ 大阪国際ライフスタイルショー	9/16～18 開催延期 →12/15～17	インテックス大阪 展示&オンライン商談	浙江省商務庁 浙江遠大国際会展有限公司 {一財}大阪国際経済振興センター
第 57 回モーダ・イタリア 2021-22 秋冬コレクション	2021 2/8～10	バルサール渋谷ガーデン	イタリア大使館 貿易促進部
WEBセミナー「日本→中国渡航事情・ビ ザ手続き・中国入国についての現状」	2/25	ウェブセミナー	一般社団法人 日中経済貿易 センター
The 42nd JITAC European Textile Fair 2022 Spring/Summer	3/23～25	東京都立産業貿易センター	一般社団法人 日本輸入繊維代理 店協会

## VI. 研修会、講演会、セミナー等の開催

### 〈WEB 開催〉

#### (1) 中国駐在員必見！新型コロナ下での中国ビザの取得について

(主催：一般社団法人日中経済貿易センター 後援：輸出組合、輸入組合 他)

開催日：2020年7月8日(水)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

参加者数：約750名(うち輸出組合・輸入組合の組合員企業は、約50名)

講師：日中平和観光株式会社 ビザ課課長 池田 朋憲 氏

#### (2) 第29回貿易実務 研修会 (共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催日：2020年11月10日(火)、11日(水)

開催場所：大阪/輸出繊維会館 及び WEB ライブ配信

参加者数：10日=会場/35名、WEB ライブ視聴者/120名

11日=会場/34名、WEB ライブ視聴者/105名

講師：大阪税関 業務部 各担当官

##### 1日目

- |                     |          |    |        |
|---------------------|----------|----|--------|
| 1. 「輸入申告手続き」について    | 通関総括第1部門 | 岩本 | 上席審査官  |
| 2. 「品目分類(繊維関係)」について | 関税鑑査官    | 浅野 | 関税鑑査官  |
| 3. 「原産地規則」について      | 原産地部門    | 村田 | 原産地調査官 |

##### 2日目

- |                 |          |    |       |
|-----------------|----------|----|-------|
| 1. 「関税評価制度」について | 関税評価部門   | 笠川 | 関税評価官 |
| 2. 「減免税制度」について  | 通関総括第3部門 | 平木 | 総括審査官 |

#### (3) 繊維の基礎知識と品質評価 研修会 (共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催日：2020年11月26日(木)

開催方法：オンラインセミナー (Google Meet)

参加者数：120名

講師：一般財団法人 カケンテストセンター

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 1. 「繊維・糸・生地及び染色の基礎知識」            | 渡邊佳奈子 氏 |
| 2. 「衣料品の国内法規制(組成表示、取扱い表示、原産国表示)」 | 門 統子 氏  |
| 3. 「付加する機能とその評価」                 | 奥 貴憲 氏  |
| 4. 「クレーム事例について」                  | 並木 克彦 氏 |

その他：定員を超えた申込者があった為、期間限定で動画配信を行った。

(配信期間：12月2日(水)～12月9日(水))

(4) 日英経済連携協定 (EPA) 説明会 (共催：輸出組合)

開催日：2020年12月16日(水)

開催方法：東京本部事務所会議室およびオンライン (Microsoft teams) 併催

参加者数：120名

講師：経済産業省 通商政策局経済連携課 課長補佐 橘 雅浩氏

(5) 貿易実務の基礎 研修会

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部、日本アパレル・ファッション産業協会)

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出のため開催延期

開催日：2021年2月9日(火) -10日(水)

開催方法：オンラインセミナー

講師：ジェトロ認定貿易アドバイザー 大谷 巖氏

(6) 日本→中国渡航事情・ビザ手続き・中国入国についての現状

(主催：一般社団法人日中経済貿易センター 後援：輸出組合、輸入組合 他)

開催日：2021年2月25日(木)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

参加者数：約800名 (うち輸出組合・輸入組合の組合員企業は、約70名)

講師：日中平和観光株式会社 代理店課 池田 朋憲氏

(7) 経済連携協定・原産地規則セミナー (繊維製品について)

(共催：輸出組合、テキスタイル倶楽部)

開催日：2021年3月26日(金)

開催方法：オンラインセミナー (Zoom)

参加者数：110名

講師：東京税関 業務部 総括原産地調査官 上席調査官 小栗 章司氏  
調査官 飯島 望氏

## VII. 海外(含む駐日)関係機関等交流・協力等

- 4月26日(木) / (大阪) 大阪税関 大手前出張所担当官との意見交換
- 7月8日(水) / (東京) 東海大学海洋学部教授との最近の繊維製品の生産動向と繊維関連物流事情等に関するインタビュー
- 9月10日(木) / (大阪) 外国人技能実習の適正な実施等の為の取組につき、一般社団法人アスク理事等との意見交換



- 10月12日（月） / （東京）財務省 関税局関税課担当官との輸入動向のヒアリング
- 11月25日（水） / （大阪）大阪税関 監視部担当官の「税関検査場電子申告ゲート」に関する説明及び組合員への周知依頼
- 11月26日（木） / （東京）東京都港湾局担当官との東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関しロジスティクス委員会とのヒアリング

## VIII. 上海分会

日本繊維輸出組合・日本繊維輸入組合、テキスタイル倶楽部（第7回から参加）の3団体は、合同事業として、組合員の上海駐在企業相互の情報交換と懇親を促進し、また、必要に応じて中国現地での各社に共通する問題の情報交換やその対応等を検討するために、2006年（平成18年）8月に「上海分会」を設立した。2020年度に於いては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り情報共有のみ行った。

「上海分会」会員会社名簿（2020年12月31日現在 25社/登録者数45名）

会社名（現地）	会社名（現地）
日鉄物産（上海）有限公司	帝人商事（上海）有限公司
蝶理（中国）商業有限公司	神栄（上海）貿易有限公司
科立思管理（上海）有限公司（GSI中国社）	東洋紡高機能制品貿易（上海）有限公司
伊藤忠繊維貿易（中国）有限公司	双日繊維（上海）有限公司
Forward Apparel Company	住衣時裝国際貿易（上海）有限公司
興和（上海）貿易有限公司	三發成（上海）国際貿易有限公司
丸紅（上海）有限公司	瀧定大阪（上海）商貿有限公司
丸紅繊維（上海）有限公司	田村駒（上海）紡織品有限公司
菱華商業（上海）有限公司	新東商国際貿易（上海）有限公司
三井繊維物資貿易（中国）有限公司	豊田通商（上海）有限公司
紹興凱越進出口公司杭州事務所	豊島國際（上海）有限公司
尼西則瓦（上海）貿易有限公司	八木通商（上海）有限公司
譜洛革時（上海）貿易有限公司	

## 〈管理部門分科会〉

上海分会の会員企業からの要望により、組合員の現地各社に共通する人事管理、法務、税務、財務等の管理部門が抱える諸問題について実務担当者による情報と意見の交換、及び交流を目的として、2010年（平成22年）9月に「上海分会」の下に「管理部門分科会」を新たに設置した。

2020年度に於いては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を見送り、情報共有のみ行った。

## IX. 繊維産業技能実習事業協議会と取引適正化推進への対応

### 1. 繊維産業技能実習協議会

経済産業省と日本繊維産業連盟は、外国人技能実習に関し、繊維産業における法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されていたことから、2018年3月23日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第54条第1項に基づき、繊維業界団体等を構成員とした「繊維産業技能実習事業協議会」を設置し、2018年3月23日に第1回会合を開催、2020年度は第9回を開催した。

経済産業省と日本繊維産業連盟が事務局となり、第1回から第3回までの会合において、協議会設置の主旨、運営方法、外国人技能実習制度の現状、課題及び問題点等について認識するとともに対応等について検討し、第4回会合において、「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定・公表した。取組の内容は、①技能実習に係る法令遵守等の徹底、②取引適正化の推進、③発注企業の社会的責任（サプライチェーンに対する責任）、④業界団体における体制等の整備、などが挙げられ、業界団体主導により、特に、大企業が率先して具体的行動をとることが求められ、業界団体と縫製業の受発注企業が早急かつ重点的に「取組」への対応を求められた。

### 第9回（2020年7月13日）

#### 議題1. 取組状況のフォローアップ

- ・認定計画未履行、時間外労働違反、残業割増賃金未払いなどにより行政処分や勧告などを受けた企業が所属する業界団体より経過・改善状況などを報告。

日本タオル工業組合連合会、日本アパレルソーイング工業組合連合会、日本アパレル・ファッション産業協会

#### 議題2. 技能実習事業の最近の状況

法務省出入国在留管理庁より以下について報告。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱い。
- ・本俸に入国を予定している方に係る取扱い。
- ・技能実習法に基づく行政指導等の状況。

厚生労働省より以下について報告。

- ・技能実習生本位に考え審査基準をクリアする実習計画の策定。
- ・新型コロナウイルス感染症により技能実習対象製品の製造機会損失に伴う特例措置の承認。

### 議題 3. 意見交換

- ・技能実習の適正化は新型コロナウイルス感染拡大など環境変化で課題が残るものの継続的に対応が必要。
- ・特定技能について、新型コロナウイルス感染症の影響がある一方で、中長期的に日本の繊維産業の人材不足は更に顕在化する可能性あるため行政と緊密な連絡を深めたい。

## 2. 輸入・輸出組合の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への対応について

2018年6月19日、第4回繊維産業技能実習協議会において取り纏められた「取組」に関し、当組合は輸出組合と共に「技能実習及び取引適正化分科会」を設置し2018年9月に第1回会合を開催した。2019年度から「技能実習及び取引適正化分科会」から「委員会」へ改称し、第4回委員会を11月に開催、(一社)ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイナブル・サプライチェーンより講師を招き、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォームについて」や「コットン2040(サステイナブル・コットンの調達能力育成支援)」について説明、種々情報共有した。

## 3. 取引適正化の推進

日本繊維産業連盟と繊維産業流通構造改革推進協議会(以下、SCM推進協議会)は、経済産業省が策定した「繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下、ガイドライン)」に基づき、繊維産業における自主行動計画を2017年3月に策定し2019年4月に改訂した。

SCM推進協議会は、繊維産業のビジネスモデルの変化に伴い、今までの取引適正化に加え、法令遵守、労働環境確保などについて、サプライチェーン全体の企業において社会的責任を有する旨を記載した「取引ガイドライン第三版」を策定した。

輸入・輸出両組合は、SCM推進協議会の「取引改革委員会」へ参画するとともに、自主行動計画の実態調査のための第4回フォローアップ調査へ協力した。

#### 4. 日本繊維産業連盟「技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会」への参加

##### 2020年度第1回

日時：2020年12月7日（月）

場所：野村コンファレンスプラザ日本橋

議題1. 団体における取組状況について

議題2. 第4回自主行動計画フォローアップ調査結果について

議題3. パートナーシップ構築宣言について

## X. 関係当局への対応

### 1. 経済産業省関連事項について

- (1) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用における製品輸入期限の延長を要望
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う欧州各国措置の影響についての情報共有
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴う防護服、マスクパーツ等の物資調達・緊急輸入に関する情報共有
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る中国のマスク等個人防護具輸出強化に関する情報共有
- (5) 中国向け水洗い羽毛に関する新たな措置の影響についての調査、情報提供
- (6) 日印経済産業パートナーシップに係る対インド繊維ビジネスについての情報共有
- (7) 日英パートナーシップ協定交渉に係る意見・要望等についての調査、情報共有
- (8) ウズベキスタンのWTO加盟申請に伴う譲許税率のオファーに対する情報共有
- (9) 日EU経済連携協定における専門委員会に係る協定活用企業・事業者意見・要望の提出
- (10) インドネシア輸入アパレル製品に対するセーフガードが発動された場合の影響度についての情報共有
- (11) 日メキシコ経済連携協定における61類～63類に対するTPL活用に係るメキシコ国内手続きに関する運用変更の影響についての調査、情報共有
- (12) 日EU経済連携協定の品目別規則の解釈（第57類、第61類）についての確認、情報共有
- (13) ミャンマー軍事クーデターの影響についての情報共有
- (14) CPTTPへの英国加盟の影響についての調査、情報共有
- (15) RCEP発効後の新たな商流の可能性及び既存商流への影響等、今後のEPA活用に関するヒアリングへの対応

### 2. 財務省関連事項について

- (1) 新型コロナウイルス感染症を原因とする関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度）の適用期限の延長を要望

- ・関税暫定措置法第8条（加工再輸入減税制度、通称 暫8）を適用し、本邦より原材料を輸出し、製品として輸入する持ち帰り貿易において、新型コロナウイルス感染症の影響により、製品の輸入が原材料の輸出の許可日から一年を超えることとなり、同制度が適用できない可能性があることから、製品輸入期間の延長について、関西ファッション連合、日本アパレル・ファッション産業協会、日本繊維輸出組合・輸入組合の連名にて要望した。（原本 P.46 参照）

(2) 財務省関税局より衣類・繊維製品の輸入に関するヒアリングへの対応

- ・過去の輸入額・輸入数量の動向、及びその背景事情
- ・2019年度・2020年度の輸入額・輸入数量の見通し
- ・国内市場の動向及び今後の見通し
- ・海外における生産の動向及び今後の見通し
- ・日本の繊維産業全般

3. 東京都関連事項について

東京港の渋滞解消に向けた課題把握に関する東京都港湾局ヒアリング調査への対応

## XI. 国内関係諸団体

当組合は、国内関係諸団体の会員、協力団体として、その事業遂行に積極的に協力した。当組合が加入している国内関係諸団体は以下のとおりである。

日本繊維産業連盟、日本貿易会、日本貿易振興機構、英国市場協議会、繊維評価技術協議会、日本関税協会、繊維産業流通構造改革推進協議会（繊維ファッション SCM 推進協議会）、東京社会保険協会、日中経済貿易センター、対日貿易投資交流促進協会

## XII. PL 団体保険の実施

当組合は、組合員の製造物責任対策として、組合員が輸入した繊維製品などが原因となり消費者に事故が発生した場合、消費者に対する損害賠償など法律上の賠償責任負担を最大限に補填するため、AIU 保険会社との間で組合独自の生産物賠償責任 PL 制度を 1995 年 7 月 1 日より実施している。当制度実施以来、プリント顔料による皮膚障害の事故発生が確認されているが、損失の全てに対し当制度によって補填されたとの報告を保険会社より受けている。

なお、現在は、保険会社内の手続き等の厳格化により、保険会社と組合員の直接契約となっている。

## XIII. CSR について

新興国への事業展開が進む中、自社工場やサプライチェーンにおける労働問題（児童労働、強制労働、低賃金、劣悪な労働環境等）が、経営上のリスクとして大きくクローズアップされている。

労働問題への対応が不適切な場合、企業のブランドイメージの低下や、それに伴う売上の減少、そして労働ストライキや訴訟へと発展し、企業の責任が厳しく問われることになる。

このことから 2015 年度より、日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合・一般社団法人テキスタイル倶楽部共催で、組合員への情報発信、情報交換を目的に、CSR セミナー・勉強会を開催している。

また 2018 年 3 月より、経済産業省製造産業局長主宰の繊維産業技能実習事業協議会への参加に伴い、2019 年に組合内に「技能実習及び取引適正化推進委員会」を設置し、繊維産業において多く指摘されている外国人技能実習生に関する法令違反問題について、改善に取り組んでいる。（第五-V・第六-IX）

## 第七 業務関係

### I. ワシントン条約繊維関係品目輸入割当申請

ワシントン条約「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」により国際取引が規制されている動植物及びその派生物に係わる輸入規制は、「外国為替及び外国貿易法に基づく輸入貿易管理令」により行われている。

ワシントン条約により規制されている動植物及びその派生物からなる繊維製品等の輸入に際しては、輸入令に基づき輸入割当や事前確認等を受けなければならない。

当組合は、組合員から要請があった場合、組合員が輸入する繊維製品等がワシントン条約の対象となるか当局へ確認し、対象となる場合は輸入割当や事前確認の申請に必要な書類の記載内容を確認するとともに当局へ申請代行する。

ワシントン条約第 17 回締約国会合の結果を踏まえ、2017 年 1 月 2 日付にて改正された附属書が発行された。その際に、附属書に記載される「ヒツジ」（羊毛、糸、ニット製品など加工製品も含む）の学術名が変更となったことから、ワシントン条約で規制の対象外となっている種の「ヒツジ」が、輸入通関の際にストップしてしまうという事態が発生した。そのため当局に対し、ワシントン条約で規制の対象外となっている「ヒツジ」について附属書より除外するよう改善要請を行い、以降、「ヒツジ」に関して同様の問題は発生していない。しかしながら、稀に「ヤギ」において、同様の要因で貨物がストップしてしまう事態が発生してしまうことを懸念する。

### II. 広報、諸統計、その他

#### 1. 「The Japanese Apparel Market & Imports」について

「日本のアパレル市場と輸入品概況」2020 年版について、消費動向、市場規模、輸入統計、流通経路、市場特性、輸入制度、輸入関税等の資料を収集し PDF ファイルとして作成（和・英文版）、併せて組合 HP 等でも紹介し、組合員はじめ、国内外の関係機関及び関係業界の参考に供した。

#### 2. 組合 HP 掲示

CCIS（通関情報システム）情報オンラインサービスの一環として、HP を開設して各種案内、制度変更の通知、会議と催事、各種報告書、各種統計等を掲載したほか、重要または緊急性のある情報を迅速に掲載する等組合員への情報サービスの強化を図るとともに HP 利用の推進を図った。

URL <http://www.jtia.or.jp>

### 3. 諸統計の作成

#### (1) 通関情報処理システム (CCIS)

① 下記の CCIS データ項目の内容で、組合員の貿易データの電算処理を行った。

輸入：I・IIタイプ共通；荷主 REF. No.、荷主セクションコード、申告税関コード、申告番号、輸入者コード、貨物個数、許可年月日、インボイス価格、通関金額、品目コード (HS コード)、数量1 (第1数量、単位)、数量2 (第2数量、単位)、原産地国名等  
IIタイプ；大額、小額表示、インボイス条件、インボイス通貨、評価申告区分、内国消費税、納税支払区分、延納許可区分、担保額、関税率区分、関税減免税適用条項等  
輸出：荷主 REF. No.、荷主セクションコード、申告税関コード、申告番号、輸出者コード、仕向け地、許可年月日、インボイス価格、FOB 価格、品目コード (HS コード)、数量1 (第1数量、単位)、数量2 (第2数量、単位)、原産地国名、無為替等

② これらのデータを基に作成した、各組合員の自社に関する輸出入の諸統計情報及び CCIS の原データを、組合のホームページからダウンロードして閲覧することができるサービスを 2020 年度も継続して実施した。

#### (2) 輸入貿易統計

##### ① 月表

毎月 29 日頃に財務省ホームページ等から通関実績を入手し、主要品目統計 (生糸・絹糸、正絹織物、絨毯、ニット・布帛製衣類など) を作成し、当組合ホームページに掲載。また「繊維輸入統計年報」および「繊維輸入統計月表」を毎月作成して当組合ホームページに掲載した。

### 4. 登記・届出関係

- ① 2020. 7. 9 2019 年度 (第 57 期) 事業報告書の承認届 (経済産業大臣)
- ② 2020.11.11 役員に関する変更届 (経済産業大臣)
- ③ 2020.10.16 定款変更認可
- ④ 2020. 8. 24 代表理事変更登記



# 添付書類（要望書 原本）

## 1. 『日 EU 経済連携協定に関する利用者意見等』

日 EU 経済連携協定に関する利用者意見等

日本繊維輸入組合  
ロジスティクス委員会

### 1. 日 EU・EPA の利用状況

- ・日 EU・EPA は 2019 年 2 月 1 日に発効してから 10 か月が経過するが、2019 年 2 月の発効から 9 月までの EU からの輸入実績において、衣類輸入における日 EU・EPA の利用率は金額ベースで 22.7%（2-9 月累計）に留まっている。
- ・また、ニット製衣類の同利用率が 27.1%であるのに対し布帛製衣類は 20.3%となっており、特に布帛製衣類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、それらの織物製の原材料全てを対象として原産地判定を行うことが非常に困難であるなどの理由から、本協定を利用することが難しい状況にあるものとする。

### 2. 日 EU・EPA 利用が進まない理由（輸入者の声）

#### (1) 事後検認による否認・課税リスク

税関は、2019 年 8 月 1 日に日 EU・EPA の輸入申告時の一部税関手続きの簡略化及び輸入申告時に税関に提出する貨物の原産地にかかる説明（資料）に関する再周知を行い、現在は、産品が日 EU・EPA の特惠適用要件を満たすことの説明（資料）について、「輸出者自己申告の場合、輸入者は、提供することができる範囲において税関に提出する。」ものとし、「入手できない説明（資料）まで税関へ提供する義務を負っているものではない。」としており、営業秘密等で輸出者または生産者から入手できない情報は、輸入申告時には開示しなくても良いことになっている。

しかし、事後検認（事後調査）でこうした説明（資料）の開示要求がされた場合は、税関が産品の原産性を確認するための十分な情報を開示することが求められ、要求に対応できず十分な情報（資料）が揃わなかった場合は、特惠税率の適用が否認され、輸入者には追徴課税、加算税等の支払い義務が生じることになる。

こうした事後の特惠否認による課税リスクを負っている輸入者においては、いくら輸出者または生産者から入手できない情報は輸入申告時には開示しなくても良いことになっていても、税関が産品の原産性を確認するために十分な情報を手元に保持（担保）できていない限り、そのリスクの大きさから EPA 利用を躊躇せざるを得ない状況に変わりはなく、今後も本 EPA の利用度は大きく上がらないものとする。

## (2) 製品の原産性を明らかにする為の情報（資料）の入手の難しさ

こうした輸入者が負っている課税リスクは、何も日 EU・EPAに限ったことではなく、従来の第三者証明制度が採用されている他の協定においても同じであるが、問題は、日 EU・EPAにおいては、他の協定において輸入者が手元に保持（担保）できていた製品が特惠適用要件を満たしていることの説明（資料）が確保できないことにより、輸入者が EPA 利用を躊躇するケースが多くみられるという現状であり、日 EU・EPA の利用率が低迷しているのは、決して輸入申告時のレギュレーションの問題ではないと考える。

EU 原産品の輸入の場合、ジャケット EUR300、パンツ EUR200 など 1 枚ごとのユニットプライスでの契約が多く、アジア圏での OEM 生産などの輸入者が生産背景を全て把握している取引とは異なり、生産工程や使用生地・付属品などの情報を輸入者（商社）は把握できない場合が多い。

こうした中で、輸入者が輸出者及び生産者より、製品の原産性を明らかにする為の生産工程や使用生地・付属品等に関する十分な情報の提供を受けられない場合、輸入者には上記の事後検認による特惠否認・課税リスクの大きさから EPA 利用を躊躇せざるを得ない状況にあることについて、現時点では EU 側輸出者及び生産者の理解を得ていないと難しく、必要な情報（資料）を入手することを難しくしていると感じる。

## 3. 日 EU・EPA の積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の声）

- ・現状において、輸入者が日 EU・EPA の利用を躊躇せざるを得ない大きな理由となっている事後検認による特惠否定・課税リスクの回避には、輸入者への輸出者及び生産者からの製品の原産性を明らかにする為の生産工程や使用生地・付属品等に関する十分な情報（資料）の提供の協力や輸入者リスクについての輸出者及び生産者の理解が必須である。
- ・しかしながら、EU 側の輸出者及び生産者からは「EU 原産であることを証明した所定文言記載の輸出者発行インボイスさえあれば問題ないはずだ」、「EPA を利用しない理由はなにか」と言った声が今でも多くあり、当該シッパーインボイスを税関へ提出するだけで日 EU・EPA の適用には何も問題がないと解釈している EU 側の輸出者及び生産者が多数存在しているように思われる。
- ・まずはこうした日本側と EU 側民間企業の間を生じている解釈の違いの是正を図ることが必要であると思われる。
- ・また、例えば日本側と EU 側民間企業の間を生じている解釈の違いの是正が図られたとしても、特に 62 類の布帛製衣類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、それらの織物製の原材料全てを対象として原産地判定を行うことが非常に困難である為、日 EU・EPA の利用率向上（EU からの衣類輸入促進）には、ASEAN 諸国との EPA と同様に、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする運用改正が必要であると考えられる。

#### 4. EU 側関係機関との連携・協力について

- ・ 先ずは EU からの衣類輸入において、日本の輸入者が事後検認による特惠否認・課税リスクにより日 EU・EPA の利用を躊躇せざるを得ない状況にある現状及び輸入申告手続きにおいて、輸出者または生産者から入手できない情報は輸入申告時には開示しなくても良いことになってもこの状況は解消されるものではなく、輸入者への輸出者及び生産者からの税関が産品の原産性を確認するために十分な情報（資料）の提供が必須であることについて、EU の輸出者及び生産者の皆様に広く周知いただき、日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正を図る必要があると考える。
- ・ また、特に 62 類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、それらの織物製の原材料全てを対象として原産地判定を行い、更には税関が産品の原産性を確認するために十分な情報（資料）を揃え保管することは非常に困難であることから、EU からの衣類輸入における EPA 利用率の向上には、日本が結ぶ ASEAN 諸国との EPA と同様に、繊維製品の原産地規則の適用は、「関税分類を決定する構成部分」のみを原産地判定のための基準とする運用改正が最善であると考え。その為には、日・EU 双方において、この運用改正について政府への働きかけを行っていくことが必要であると考え。

## 2. 『日 EU・EPA に関する意見・要望等について』

2020 年 10 月 14 日

日 EU・EPA に関する意見・要望等について

日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合  
ロジスティクス委員会

### 1. 日 EU・EPA を利用できない理由について（輸入者の意見）

#### （1）事後検認による否認・課税リスクについて

輸出者自己申告の場合、税関が製品の原産性を確認するために十分な情報（資料）（以下「原産品であることの説明資料」という。）については、入手できないものは輸入申告時には開示しなくてもよいことになってはいますが、事後検認（事後調査）において原産品であることの説明資料を開示することが求められ、要求に対応できず十分な資料が揃わなかった場合は、特惠税率の適用が否認され、輸入者には追徴課税、加算税等の支払い義務が生じることになることから、輸入者においては、原産品であることの説明資料を手元に担保できていない限り、そのリスクの大きさから EPA の利用を躊躇せざる得ません。

こうした輸入者が負っている課税リスクは、何も日 EU・EPA に限ったことではなく、従来の第三者証明制度が採用されている他の協定においても同じですが、EU 原産の衣類輸入の場合、ジャケット EUR300、パンツ EUR200 など 1 枚ごとのユニットプライスでの契約が多く、アジア圏での OEM 生産などの輸入者が生産背景を全て把握している取引とは異なり、生産工程や使用生地・付属品などの情報を輸入者（商社）は把握できない場合が多く、出荷元（輸出者・生産者）による原産品であることの説明資料の提供が必要不可欠ですが、出荷元から輸入者が求める資料の提供がなされず、上述の事後検認による特惠否認・課税リスクの大きさから EPA 利用を断念するケースが多く発生しています。EPA の利用は出荷元にとっては関税の減免等の直接的なメリットが無く、彼らには煩雑な資料作成の手間のみが増えるということが資料提供を拒む一つの要因ではないかと思われます。（EU のラグジュアリーブランドの輸入を行う企業（所謂ジャパン会社）においては、出荷元と親子関係にあり必要な情報も容易に担保することができる為、EPA も積極的に利用しているものと思います。）

また、欧州側の出荷元及び政府関係者からは、「日本側の衣類輸入における本協定の適用率が低いのはなぜか」、「輸出者による申告の場合の必要書類は、原産品申告書（付属書 3-D）だけであり、原産品であることの説明資料は必要ない」といった声を度々耳にしており、原産品であることの説明資料を手元に担保できない事に

より、事後検認による特惠否認・課税リスクの大きさから EPA 利用を断念するケースが多く発生している状況について、EU 側の理解を得ているといい難く、必要な資料を入手することを難しくしていると感じております。

## (2) 煩雑な EPA 申請業務

特に 62 類の布帛製衣類などの多くの原材料から構成される製品については、対象となる原材料全てに対し原産品判定を行い、更には原産品であることの説明資料や各種書類の作成・管理等の EPA 申請に伴う業務を行うことは人的、時間的負担が非常に大きく困難である為、EPA の利用を断念しているケースもあります。

また、EPA 申請業務は、仕様が異なる品番毎に対象となる原材料全てに対し原産品判定を行い、原産品であることの説明資料や各種書類の作成等を行う必要がありますが、EU 原産の衣類輸入は小ロットの場合も多く、一申請業務に係る負担の大きさに対して特惠適用による関税免税のメリットを見出しづらく、EPA 申請を行わない判断をしているケースもあります。

## 2. 日 EU・EPA の積極的利用にむけて必要なこと（輸入者の意見）

### (1) 日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正

日本側の EU 産品（主に衣類）輸入において、輸入者が日 EU・EPA の利用を断念している大きな理由の一つである事後検認による特惠否定・課税リスクの回避には、輸入者への出荷元（EU 側輸出者及び生産者）からの原産品であることの説明資料の提供の協力が必要不可欠であり、その為には先ず、日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正を図り、日本の輸入者が EPA 利用を断念している理由について出荷元（EU 側輸出者及び生産者）にご理解いただくことが必要であると考えております。こうした現状について EU 側政府機関からも輸出者及び生産者の皆様に広く周知していただければと思います。

### (2) 「関税分類を決定する構成部分についてのみ適用」の規定導入

たとえ日本側と EU 側民間企業の間が生じている解釈の違いの是正が図られたとしても、特に 62 類の布帛製衣類については、主素材である表生地に加え裏地、芯地、ラベル、及び副資材など非常に多くの原材料から構成されており、対象となる原材料全てに対し原産品判定を行い、更には原産品であることの説明資料や各種書類の作成・管理等の EPA 申請に伴う業務を行うことは人的、時間的負担が非常に大きく困難である為、日 EU・EPA の利用率向上（EU からの衣類輸入促進）には、日本が結ぶ ASEAN 諸国との EPA 同様に、「アパレル製品（第 61 類から第 63 類）については、産品の原産地規則の適用は、関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとする」規定を導入することにより、日 EU 双方の関係企業における EPA 利用に伴う煩雑な業務が軽減され、現状において日 EU・EPA の利用を断

念している EU からの衣類輸入において、EPA を利用できるケースが増加するものと考えております。

### 3. その他

#### (1) PSR に記載のない加工工程を経て生産される製品について

PSR に記載のない加工工程を経て生産される製品があり、当該製品は現状において EPA を適用することが出来ません。当該製品について EPA を適用するための PSR を追加していただきたく思います。

<PSR に記載のない加工工程を経て生産される製品>

##### ①5804.29 の トーションレース

「編み工程」によって生産された製品に対し適用できる PSR がありません。

##### ②5807.90 の 織ったものではないもの (ラベル、バッジ)

5807 項は、HS コードにおいて「5807.10 織ったもの」、「5807.90 その他のもの」に区分されているが、PSR には「製織」の記載しかなく、「5807.90 その他のもの」に適用できる PSR がありません。

##### ③5811 項 キルティングした物品

編物及び不織布から成る製品に対し適用できる PSR がありません。

##### ④5903 項 コーテッド織物

編物及び不織布から成る製品に対し適用できる PSR がありません。

#### (2) 自己認証の正確性についてのルール

日本からの輸出の際、第三者証明に比べ正確性が低いケースが多いため、自己認証の正確性をどのように担保するかについてのルール決め等をしていただけないでしょうか。

#### (3) 検認の実態についての公表

日本から輸出した貨物に関し、EU からの検認の実態 (対象貨物や検認率、基準を満たさなかったと見なされる根拠・基準等) について公表していただけないでしょうか。同様に日本に輸入した貨物についての非違事例を公表していただけないでしょうか。

非違や検認の実態を広く周知することにより当該 EPA の正しい利用促進に繋がるものと考えます。

### 3. 『日英の新たな連携協定における PSR（品目別規則）について』

2020年3月25日

日英の新たな連携協定における PSR（品目別規則）について

日本繊維輸入組合・日本繊維輸出組合  
ロジスティクス委員会

#### (1) 「関税分類を決定する構成部分」のみへの適用について

アセアン諸国との協定等において採用されております、「第 61 類から第 63 類までの各級の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用される・・・」（日アセアン包括的経済連携協定付属書二注釈 2）について、日英協定にも同様の規定を採用いただけるよう要望します。

#### (備考)

当規定は、第 61 類～63 類の産品について EPA を適用して輸入する際、貿易の現場で実務を行う税関、通関業者及び当組合員企業には、通関手続き業務が効率化され大変メリットがあるものです。また、2016 年 2 月に開催されました日本繊維産業連盟の通商問題委員会において、当規定の運用について財務省から、「関税分類を決定する構成部分は、産品の表側の生地にも占める面積が最も大きい構成材料のみとする解釈の変更を行うこととしたい。」との説明がされた際、生産者団体の委員の方々からも意見は出ず、日本の繊維業界では何ら問題なく受け入れられたものと理解しております。

また、当規定が採用されていない EU 協定を適用するための輸入申告においては、衣類等を生産するために使用される原材料（第 11 部 紡織用繊維及びその製品に該当する場合）全てを対象として、産品の原産地に係る説明（資料提出）を行う必要があり、申請書類及び書類作成等の業務が莫大な量になると共に、説明資料の全てを提出することが難しく、事後検認による事後の特恵否認・課税リスクの大きさから、EPA 利用を躊躇せざるを得ない輸入者が多くいる状況にあります。

また、EU 協定において当規定が採用されていない理由は分かりませんが、英国との 2 国間協定においては、当規定を採用していただくことが、日英双方にとってプラスになるものと考えます。

#### (当規定が採用されている協定)

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定

(2) PSRに記載のない加工工程を経て生産される製品について

EU 協定においては、編み物を含む項の PSR において、「編立」工程についての記載が一切ないため、当該項において「編立」工程を経て生産される製品は PSR を満たすことができず、EPA を適用することが出来ない事例が発生したため、PSR に記載のない加工工程を経て生産される製品がないように PSR の内容を見直していただけるよう要望します。

(参考)

編み物、不織布（フェルト）が含まれ項の PSR において、「メリヤス編み若しくはクロセ編み」（編立工程）、「布・不織布の形成」等の対応した加工工程の記載がないものがあります。以下、関税率表解説及び分類例規等を確認した限りで「編んだもの」、「不織布」、「フェルト」の製品があるかを確認し、PSR と照合した結果を記載しております。（関税分類については税関に問い合わせした結果ではありません。）

①58.04 項

- ・クロセ編みのレース等を含む（添付「実行関税率表 60 類類注」参照）が PSR に「編立」工程の記載なし。（組合員からの問合せ事例あり※1）
- ・関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。

②58.07 項

- ・メリヤス編み又はクロセ編みのラベル、バッジその他これらに類する物品等を含む（添付「実行関税率表 60 類類注」参照）が PSR に「編立」工程の記載なし。
- ・関税分類（HS コード）においても「織物製」と「その他」に区分されている。
  - 580710：織ったもの
  - 580790：その他のもの⇒580790 を想定した PSR がないのでは
- ・関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。

③58.11 項（キルト生地）

- ・ニット製キルトが分類される場合、PSR に「編立」工程の記載なし。
- ・関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。

④59 類

- ・メリヤス編み物及びクロセ編み物で、染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものを含む（添付「実行関税率表 60 類類注」参照）項があると推測される。
- ・59 類の各項において PSR に「編立」、「布・不織布の形成」工程の記載がない項について：
  - 59.01 項 書籍装丁用  
関税率表解説等を確認した限りでは「編んだもの」、「不織布」、「フェルト」の記載はなし。（関税率表解説 59 類 P3 参照）



- 59.02 項 タイヤコード織物  
一般的には製織工程
- 59.03 項 コーテッド織物  
村山課長補佐宛に「編立」工程の製品について問合せがあったと記憶しております。(関税率表解説等を確認した限りでは「不織布」、「フェルト」の記載はなし。)
- 59.04 項 リノリウム、床用敷物  
一般的に基布はジュート（製織工程）。ただし、基布にフェルトを使用したものを含む。(関税率表解説 59 類 P6 参照)
- 59.09-59.11 項  
関税率表解説等を確認した限りでは「編んだもの」、「不織布」の記載はなし。ただし、フェルトを含む。(関税率表解説 59 類 P12、13 参照)

(59.05、59.06、59.07、59.08 の PSR には「編立」、「布・不織布形成」等の加工工程の記載有り。)

※1 ①58.04 項における組合員からの問合せ事例

5804.29 トーションレース（機械製のレース）

- ・ 関税分類（HS コード）は税関に確認済み
- ・ 加工工程：「製織」ではなく「編立工程」を経た製品（生産者に確認済み）
- ・ PSR に関する東京税関の回答（経産省経由）：

「5801-5804 項の原産地規則については、「織り」のみを認めており「編み」は対象ではない」

⇒上記製品は PSR を満たすことが出来ないため、EPA 適用を断念  
(2019 年 5 月 29 日時点)

(3) 織物の PSR について

- ①「撚糸又は機械による作業（テクスチャード加工の種）と製織又は編立の組合せ」の 2 工程基準について、除外されている毛織物、その他の植物性紡織繊維織物にも適用していただけるよう要望します。
- ②「製織又は編立と塗布等の組合せ」の 2 工程基準について、除外されている絹織物、毛織物にも適用していただけるよう要望します。

以上

## 4. 『関税暫定措置法第八条における製品輸入期間の延長について』

2020年10月23日

財務省関税局業務課  
ご担当者様

### 関税暫定措置法第八条における製品輸入期間の延長について（要望）

平素より、繊維・アパレル・ファッション関係各団体の諸活動につきまして、ご理解・ご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルスの感染拡大により、アパレル業界にも非常に大きな影響が及んでいます。特に、緊急事態宣言の発令により、都心の百貨店や駅ビル、ショッピングセンターといった商業施設に入居する主要店舗が臨時休業や時短営業を余儀なくされたことで、多くのアパレル企業において売上はかつてない大幅な減少となり、商機を逸した春物・初夏物の大量の在庫負担を抱える中で家賃や従業員の休業補償などが経営を圧迫し、廃業・倒産が現実のものとなっている非常に厳しい状況にあります。6月に入り経済活動が正常化に向けて動き出したものの、依然として先行きの見えない状況にあり、家計の防衛意識から嗜好品に位置づく衣料品への支出意欲が低下し、また、GO TO トラベルなどの経済活性化対策も取られているものの、新しい生活様式における外出機会の大幅な減少はおしゃれへの消費の低迷に繋がっており、アパレル業界における需要回復には時間が掛かる見通しです。

現在、来るべき正常化に向けて生き残りを目指し、関連企業において在庫の解消や今後の生産仕込み、製品企画の変更など様々な対応について検討を重ねているところですが、衣料品は季節性、流行性が非常に高いため、新型コロナウイルスの影響により当初の製品企画を大幅に変更せざるを得ず、企画を翌シーズンへ持越しとするなどの柔軟な対応が求められています。また、製品企画において機能性や付加価値を高める重要な要素として厳選された生地は、季節性の高い素材も多く、他の企画に転用することが難しい場合が多くあります。

こうした中、関税暫定措置法第八条（加工再輸入減税制度）を活用した輸入関税減税を前提とした持ち帰り貿易の製品企画において、企画を翌シーズンへ持越しとする場合、同制度は、「その輸出の許可の日から一年（一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間）以内に輸入されるもの・・・」とされており、製品の輸入

が原材料の輸出の許可の日から一年を超えることとなり、税関長の承認を受けられない場合は、同制度が適用できないことになります。

同制度は、繊維が対象品目となってから約 30 年が経過し、同制度を活用した輸入関税減税を前提とした持ち帰り貿易は、企業の重要なビジネスモデルとして確立され、日本のアパレル企業並びに繊維商社の間で広く活用されておりますが、日本製原材料の需要下支えを図ると共に、これら需要の維持・喚起の役割を果たしております。また、繊維産業は、アパレル・ファッション産業を商品の出口とし、衣料品製造に関わる縫製、染色加工、製織やニット製造、原糸メーカーから服飾資材メーカーまで、実に裾野が広い産業であり、アパレル・ファッション産業の不振はサプライチェーン全体に大きな影響を及ぼすものと考えております。

つきましては、新型コロナウイルスの影響により製品の輸入が原材料の輸出の許可の日から一年を超える場合において、関税暫定措置法基本通達第 10 節（加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税）8-10（加工組合立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続）に定める手続きに従い期間の延長を申請したものにつきましては、同 8-9（「1 年を超えることがやむを得ないと認められる理由」の範囲）に定める「1 年を超えることがやむを得ないと認められる理由」としていただき、関税暫定措置法第八条の適用を認めていただけますようお願い申し上げます。また、延長の申請・適用に際しては、多くの証憑を必要とせず認めていただけますようお願い申し上げます。

この度の新型コロナウイルスの感染拡大による影響は、一企業の経営努力の範囲を超えた事態であり、これまで以上のご理解・ご支援を賜りたく、宜しくようお願い申し上げます。

#### 要望団体

協同組合 関西ファッション連合

一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会

日本繊維輸出組合

日本繊維輸入組合

(50 音順)

連絡先 日本繊維輸入組合

住所 東京都中央区日本橋本町 1 丁目 7 番地 14 号

電話 03-3270-0791